

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会自治会町内会広報掲示板設置補助金交付要綱

制 定 平成 25 年 7 月 18 日

最近改正 令和 7 年 7 月 18 日

（目 的）

第 1 条 この要綱は、地域住民への広報の円滑な伝達やコミュニティの推進に必要な広報掲示板（以下「掲示板」という。）の設置に要する費用の一部を、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会（以下「区連会」という。）が補助することについて、必要な事項を定める。

（補助事業者等の範囲）

第 2 条 この要綱における補助事業者等は、区連会に加入する自治会町内会とする。

（補助対象経費）

第 3 条 この要綱において、補助対象となる経費は、区連会に加入する自治会町内会で維持管理を行う掲示板の新設（建替え含む）、修繕に要する経費とする。

（補助金額及び対象数）

第 4 条 前条の規定に基づく補助金額は、当該年度の予算の範囲内とし、1 基あたりの補助金額は次のとおりとする。

新設・建替え：経費の 2 分の 1（10 円未満切り捨て）かつ 100,000 円を上限とする

修繕：経費の 2 分の 1（10 円未満切り捨て）かつ 50,000 円を上限とする

2 各年度の補助対象掲示板数は、予算の範囲内とする。

なお、申請が予算を超えた場合は、抽選により補助金を交付する自治会町内会を決定する。

（補助金の交付申請）

第 5 条 区連会会長が定める補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の 9 月末日とする。

2 補助金の交付を受けようとする自治会町内会は、工事着手前に、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施工前の写真

(2) 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）

(3) 見積書の写し

(4) マンション自治会の場合は、理事会や管理組合との調整結果のわかるもの（議事録等）

(5) その他特に区連会会長が必要と認めた書類

（交付決定等通知）

第 6 条 補助金交付決定の通知は、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 補助金を交付しない旨の決定通知は、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 区連会会長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから 10 日後の日とする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者等が区連会会長への報告に用いる書類は、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置完了報告書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 前項の設置完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 掲示板の完成写真
- (2) 領収書の写し

3 設置完了報告書の提出期限は、設置後 30 日以内とする。

(補助金額の確定通知)

第 9 条 補助金額確定の通知は、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第 10 条 補助金は、補助の額を確定した後には交付するものとする。

(補助金交付の請求)

第 11 条 補助金の交付の請求は、保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

(調査の実施)

第 12 条 区連会会長は、必要があると認めるときは、自治会町内会に対して資料の提出を求め等調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第 13 条 区連会会長は、自治会町内会が虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 区連会会長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は区連会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。